

横須賀市報

号外第3号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例
 ◇基金条例中一部改正…………… 1

◇地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中一部改正…………… //

◇火災予防条例中一部改正…………… //

告 示
 ◇令和7年度横須賀市一般会計補正予算(第9号)ほか9件について…………… 2

本号で公布された条例のあらまし

○基金条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 再編関連特別事業基金を廃止する。
- 2 すこやか遊具リニューアル基金を設置する。
- 3 施行期日 令和8年4月1日

○地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 計画地区の建築物の高さの最高限度の規定を改める。
- 2 施行期日 公布の日(令和8年3月4日)

○火災予防条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、簡易サウナ設備に関する基準を設ける。
- 2 住宅における火災の予防の推進の規定に感震ブレーカーの普及の促進を加える。
- 3 施行期日 令和8年3月31日

条 例

基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和8年3月4日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第1号

基金条例の一部を改正する条例

基金条例(昭和39年横須賀市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中再編関連特別事業基金の項を削り、博物館基金の項の次に次のように加える。

すこやか遊具 リニューアル 基金	遊びや健康の環境充実に資する遊具の再整備のための必要な費用に充当
------------------------	----------------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月4日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第2号

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和63年横須賀市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表(6)の項中「とし、地階を除く階数は2以下」を削り、同表第2項の表から第4項の表までの規定中「(地階を除く階数は2以下とする。)」を削り、同表第5項の表(6)の項及び第7項の表(6)の項中「とし、地階を除く階数は2以下」を削り、同表第9項の表(6)の項及び第10項の表(6)の項中「(地階を除く階数は2以下とする。)」を削り、同表第11項の表(6)の項中「(地階を除く階数は2以下とする。)」ただし

を「。ただし」に改め、同表第15項の表(6)の項中

「地盤面から15メートル(軒の高さは7メートルとし、地階を除く階数は2以下とする。)」

を

「地盤面から15メートル

に、「(軒の高さは7メートル

とし、地階を除く階数は2以下とする。)。ただし、店舗」を「。ただし、店舗」に、「10メートルとし」を「10メートル(軒の高さは7メートルとする。)」とし、「とし、地階を除く階数は2以下とする。)。ただし、真北方向」に改め、同表第16項の表から第18項の表までの規定、第21項の表(6)の項、第22項の表(6)の項、第25項の表(6)の項、第35項の表(6)の項、第36項の表(6)の項、第41項の表(6)の項、第43項の表(6)の項、第44項の表(6)の項及び第47項の表(6)の項中「(地階を除く階数は2以下とする。)」を削り、同表第48項の表(6)の項中「(地階を除く階数は3以下とする。)」を削り、同表第50項の表(6)の項中「とし、地階を除く階数は2以下」を削り、同表第51項の表(6)の項中「(地階を除く階数は2以下とする。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月4日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第3号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(平成28年横須賀市条例第52号)の一部を次の

ように改正する。

第10条の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第10条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第10条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものを用いる。))又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号、第10号

から第13号まで、第15号から第18号まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第7条第1項の規定を準用する。

第47条第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第81条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第81条第8号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

告 示

横須賀市告示第25号

令和7年度横須賀市一般会計補正予算(第9号)、同特別会計国民健康保険費補正予算(第2号)、同特別会計公園墓地事業費補正予算(第2号)、同特別会計介護保険費補正予算(第3号)、同特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算(第2号)、同特別会計公債管理費補正予算(第1号)、同特別会計後期高齢者医療費補正予算(第3号)、同水道事業会計補正予算(第1号)、同下水道事業会計補正予算(第2号)及び同病院事業会計補正予算(第1号)は、2月27日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和8年3月4日

横須賀市長 上 地 克 明

令和7年度横須賀市一般会計補正予算(第9号)

令和7年度横須賀市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,153,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,240,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		62,342,054	700,000	63,042,054
	1 市 民 税	26,537,248	700,000	27,237,248
2 地 方 譲 与 税		681,751	△8,000	673,751
	4 特 別 と ん 譲 与 税	14,000	△8,000	6,000
3 利 子 割 交 付 金		27,000	80,000	107,000
	1 利 子 割 交 付 金	27,000	80,000	107,000
4 配 当 割 交 付 金		501,000	150,000	651,000
	1 配 当 割 交 付 金	501,000	150,000	651,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		815,000	120,000	935,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	815,000	120,000	935,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		919,000	40,000	959,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	919,000	40,000	959,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,062,000	950,000	10,012,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,062,000	950,000	10,012,000

10 国有提供施設等 所在市町村助成交付金		2,315,981	45,348	2,361,329
	1 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	2,315,981	45,348	2,361,329
11 地方特例交付金		315,644	△19,676	295,968
	1 地方特例交付金	315,644	△19,676	295,968
12 地方交付税		19,547,000	1,651,709	21,198,709
	1 地方交付税	19,547,000	1,651,709	21,198,709
14 分担金及び負担金		256,599	8,793	265,392
	1 負担金	256,599	8,793	265,392
15 使用料及び手数料		3,933,425	△31,618	3,901,807
	1 使用料	3,193,390	△23,458	3,169,932
	2 手数料	740,035	△8,160	731,875
16 国庫支出金		37,200,405	561,270	37,761,675
	1 国庫負担金	24,792,329	981,562	25,773,891
	2 国庫補助金	12,292,421	△420,292	11,872,129
17 県支出金		11,993,900	△104,127	11,889,773
	1 県負担金	7,438,163	408,088	7,846,251
	2 県補助金	3,306,930	△492,358	2,814,572
	3 委託金	1,248,807	△19,857	1,228,950
18 財産収入		335,320	28,148	363,468
	1 財産運用収入	229,546	28,148	257,694
19 寄附金		1,420,897	△94,760	1,326,137
	1 寄附金	1,420,897	△94,760	1,326,137
20 繰入金		8,013,042	△2,925,491	5,087,551
	1 基金繰入金	7,879,081	△2,926,064	4,953,017
	2 特別会計繰入金	133,961	573	134,534
21 繰越金		2,060,906	733,027	2,793,933
	1 繰越金	2,060,906	733,027	2,793,933
22 諸収入		7,652,141	△125,873	7,526,268
	1 延滞金、加算金、過料	90,010	△23,000	67,010
	4 受託事業収入	912,412	16,612	929,024
	5 雑収入	4,784,332	△119,485	4,664,847
23 市債		18,416,000	△605,400	17,810,600
	1 市債	18,416,000	△605,400	17,810,600
歳入合計		188,086,939	1,153,350	189,240,289

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		782,469	△3,250	779,219
	1 議会費	782,469	△3,250	779,219
2 総務費		24,151,638	△230,920	23,920,718
	1 総務管理費	20,263,020	△123,491	20,139,529
	2 徴税費	1,982,749	△22,790	1,959,959
	3 戸籍住民基本台帳費	882,695	△38,483	844,212
	4 選挙費	586,935	△50,176	536,759
	5 統計費	300,022	800	300,822
	6 監査委員費	114,458	3,220	117,678
3 民生費		80,035,487	2,033,977	82,069,464
	1 社会福祉費	38,514,308	384,054	38,898,362
	2 児童福祉費	30,259,795	1,270,342	31,530,137
	3 生活保護費	11,260,414	379,581	11,639,995
4 衛生費		8,775,986	71,605	8,847,591
	1 保健衛生費	8,775,986	71,605	8,847,591
5 環境費		8,808,345	△310,957	8,497,388
	1 環境費	8,808,345	△310,957	8,497,388

6 労 働 費	1 労 働 費	337,995	4,975	342,970
		337,995	4,975	342,970
7 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	976,881	△88,620	888,261
	2 水 産 業 費	171,349	331	171,680
		805,532	△88,951	716,581
8 商 工 費	1 商 工 費	4,194,105	△149,416	4,044,689
		4,194,105	△149,416	4,044,689
9 土 木 費	1 土 木 管 理 費	17,158,288	△148,394	17,009,894
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,756,446	73,271	1,829,717
	4 港 湾 費	3,927,430	△816	3,926,614
	5 都 市 計 画 費	1,594,743	△288,195	1,306,548
	6 住 宅 費	8,187,466	96,496	8,283,962
		1,488,238	△29,150	1,459,088
10 消 防 費	1 消 防 費	9,386,584	△738,437	8,648,147
		9,386,584	△738,437	8,648,147
11 教 育 費	1 教 育 総 務 費	15,737,911	302,787	16,040,698
	2 小 学 校 費	4,484,996	△41,891	4,443,105
	3 中 学 校 費	4,938,043	367,979	5,306,022
	4 全 日 制 高 等 学 校 費	3,853,645	59,976	3,913,621
	5 定 時 制 高 等 学 校 費	1,179,679	△74,434	1,105,245
	6 特 別 支 援 学 校 費	19,775	△4,400	15,375
	7 社 会 教 育 費	206,162	700	206,862
		1,055,611	△5,143	1,050,468
13 公 債 費	1 公 債 費	17,367,962	410,000	17,777,962
		17,367,962	410,000	17,777,962
歳 出 合 計		188,086,939	1,153,350	189,240,289

第2表 継続費補正
変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	芸術劇場設備更新	千円		千円	2,117,587		
			2,186,892	令和6年度	78,707		令和6年度	78,707
				令和7年度	1,842,750		令和7年度	1,773,445
			令和8年度	265,435	令和8年度	265,435		
		美術館大規模改修事業	713,991	令和7年度	285,597	712,246	令和7年度	285,597
				令和8年度	428,394		令和8年度	426,649
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)南こども園新築工事	1,135,937	令和6年度	206,534	1,083,562	令和6年度	206,534
				令和7年度	929,403		令和7年度	877,028
9 土木費	6 住宅費	久里浜改良アパート(D・E・F棟)外壁等改修	195,400	令和6年度	64,000	172,188	令和6年度	64,000
				令和7年度	131,400		令和7年度	108,188

第3表 繰越明許費補正
追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	経 営 企 画 費 (広 域 連 携 推 進 事 業)	14,803
		文 化 振 興 費 (ル ー ト ミ ュ ー ジ ャ ム 推 進 事 業)	112
		劇 場 費 (芸 術 劇 場 管 理 事 業)	11,912
		劇 場 費 (文 化 会 館 等 管 理 事 業)	7,560
		体 育 会 館 費 (体 育 会 館 管 理 委 託 事 業)	20,732

民 生 費	社会福祉費	社 会 福 祉 社 施 設 等 総 務 費 〔 物 価 高 騰 対 策 福 祉 一 社 施 設 等 緊 急 支 援 事 業 〕	37,050
		社 会 福 祉 社 施 設 等 総 務 費 〔 物 価 高 騰 介 護 福 祉 事 業 施 設 等 緊 急 支 援 事 業 〕	112,310
		社 会 福 祉 社 施 設 等 総 務 費 〔 物 価 高 騰 対 策 福 祉 一 社 施 設 等 緊 急 支 援 事 業 〕	2,310
	児 童 福 祉 費	子 育 て 支 援 費 (病 児 ・ 病 後 児 保 育 事 業)	177
衛 生 費	保健衛生費	環 境 衛 生 費 (環 境 衛 生 事 業)	1,400
		健 康 増 進 セ ン タ ー 費 (ウ ェ ル シ テ ィ 市 民 プ ラ ザ 施 設 管 理 事 業)	38,841
		健 康 増 進 セ ン タ ー 費 〔 健 康 増 進 セ ン タ ー (す こ や か ん) 営 業 〕	6,170
環 境 費	環 境 費	環 境 対 策 費 (ブ ル ー カ ー ボ ン 推 進 事 業)	837
		環 境 対 策 費 (重 点 対 策 加 速 化 事 業)	45,848
		環 境 対 策 費 (公 共 施 設 L E D 化 事 業)	800,000
労 働 費	労 働 費	勤 労 福 祉 会 館 費 (勤 労 福 祉 会 館 管 理 運 営 事 業)	5,275
農 林 水 産 業 費	農 業 費	農 業 振 興 費 (農 畜 産 業 振 興 補 助 事 業)	8,831
	水 産 業 費	水 産 業 総 務 費 (一 般 事 務 費)	1,944
		漁 港 管 理 費 (漁 港 維 持 管 理 事 業)	45
		漁 港 管 理 費 (漁 港 維 持 改 修 事 業)	3,100
		漁 港 施 設 整 備 費 (漁 港 施 設 長 寿 命 化 計 画 事 業)	20,950
		漁 港 施 設 整 備 費 (漁 港 海 岸 高 潮 ・ 侵 食 対 策 事 業)	8,357
		漁 港 施 設 整 備 費 (漁 港 海 岸 保 全 施 設 長 寿 命 化 計 画 事 業)	12,760
商 工 費	商 工 費	商 工 業 振 興 費 (商 業 振 興 対 策 事 業)	6,624
土 木 管 理 費	土 木 管 理 費	建 築 指 導 費 (住 宅 リ フ ォ ー ム 助 成 事 業)	35,309
		宅 地 造 成 指 導 費 (宅 地 造 成 指 導 事 業)	6,950
		市 街 地 再 開 発 事 業 費 (市 街 地 再 開 発 事 業)	257,980
		防 災 指 導 費 (急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業)	93,400
	道 路 橋 り ょう 費	道 路 橋 り ょう 維 持 費 (主 要 道 路 計 画 修 繕 事 業)	29,094
		道 路 橋 り ょう 維 持 費 (道 路 施 設 点 検 業 務 事 業)	114,500
		道 路 橋 り ょう 新 設 改 良 費 (ス マ ー ト イ ン タ ー チ ェ ン ジ 整 備 事 業)	3,000

土 木 費	港 湾 費	道 路 橋 り ょ う 新 設 改 良 費 (上 町 坂 本 線 道 路 改 良 事 業)	115,900
		港 湾 管 理 費 (港 湾 施 設 管 理 事 業)	2,206
		港 湾 管 理 費 (港 湾 維 持 改 修 事 業)	2,100
		港 湾 管 理 費 (港 湾 振 興 事 業)	1,000
		港 湾 施 設 整 備 費 (走 水 ・ 大 津 地 区)	140,659
		港 湾 施 設 整 備 費 (港 湾 施 設 活 用 推 進 事 業)	85,000
		港 湾 施 設 整 備 費 (岸 壁 等 整 備 検 討 事 業)	53,000
	都 市 計 画 費	公 園 管 理 費 (公 園 管 理 委 託 事 業)	16,302
		公 園 管 理 費 (公 園 用 地 整 理 事 業)	4,086
		公 園 管 理 費 (特 別 会 計 公 園 墓 地 事 業 費 繰 出 金)	501
		公 園 新 設 改 良 費 (三 笠 公 園 施 設 改 修 事 業)	468,771
		公 園 新 設 改 良 費 (大 規 模 集 客 公 園 施 設 改 修 事 業)	30,500
	住 宅 費	公 園 新 設 改 良 費 (地 域 拠 点 公 園 施 設 改 修 事 業)	190,000
住 宅 管 理 費 (市 営 住 宅 指 定 管 理 事 業)		123	
消 防 費	消 防 費	防 災 対 策 費 (災 害 応 急 対 策 事 業)	2,724
		消 防 庁 舎 等 建 設 事 業 費 (消 防 庁 舎 等 建 設 事 業)	7,920
教 育 費	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 セ ン タ ー 費 (生 涯 学 習 セ ン タ ー 運 営 管 理 事 業)	15
災 害 復 旧 費	農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	漁 港 施 設 災 害 復 旧 費 (漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業)	9,051

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	区 分	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	一 般 管 理 費 (庁 舎 管 理 事 業)	補正前	1,567,124
			補正後	882,420
民 生 費	社 会 福 祉 費	障 害 者 福 祉 費 (障 害 福 祉 施 設 等 整 備 補 助 事 業)	補正前	599,643
			補正後	582,000
	児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 費 (は ぐ く み か ん 管 理 費)	補正前	51,821
			補正後	55,231
環 境 費	環 境 費	環 境 総 務 費 (環 境 施 設 管 理 事 業)	補正前	158,422
			補正後	120,505
	ご む 処 理 費 (ご む 収 集 車 購 入 事 業)	補正前	56,862	
		補正後	40,869	
	港 湾 費	港 湾 施 設 整 備 費 (港 湾 計 画 推 進 事 業)	補正前	11,803
			補正後	27,934

土 木 費	都 市 計 画 費	公 園 管 理 費 (公 園 維 持 補 修 事 業)	補正前	30,000
			補正後	50,000
		公 園 新 設 改 良 費 (大 矢 部 み ど り の 公 園 整 備 運 営 事 業)	補正前	633,830
			補正後	950,424
消 防 費	消 防 費	防 災 対 策 費 (防 災 行 政 無 線 設 備 更 新 事 業)	補正前	1,261,787
			補正後	564,504
教 育 費	小 学 校 費	学 校 管 理 費 (学 校 営 繕 工 事 費)	補正前	610,080
			補正後	1,001,159
	中 学 校 費	学 校 管 理 費 (学 校 営 繕 工 事 費)	補正前	1,162,000
			補正後	1,230,076

第4表 債務負担行為
変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公 共 施 設 L E D 化 事 業	令和8年度 ～ 令和10年度	千円 13,637千円に消費 税額及び地方消費税 額を加算した額	令和8年度 ～ 令和11年度	千円 13,637千円に消費 税額及び地方消費税 額を加算した額
ス マ ー ト イ ン タ ー チ ェ ン ジ 整 備 事 業 費	平成28年度 ～ 令和7年度	777,700	平成28年度 ～ 令和11年度	777,700

第5表 地方債補正
追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
大規模プロジェクト推進事業 費	34,000	普通貸借又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
調 整 債	219,700	同 上	同 上	同 上

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	区 分	限 度 額
庁 舎 改 修 事 業 費	補 正 前	1,848,900
	補 正 後	1,728,200
芸 術 劇 場 整 備 事 業 費	補 正 前	1,856,200
	補 正 後	1,786,900
コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 整 備 事 業 費	補 正 前	41,300
	補 正 後	32,100
体 育 会 館 整 備 事 業 費	補 正 前	129,400
	補 正 後	119,400
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	17,600
	補 正 後	8,000
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	297,500
	補 正 後	246,800

児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	590,800
	補 正 後	561,300
青 少 年 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	30,600
	補 正 後	29,000
火 葬 場 整 備 事 業 費	補 正 前	91,100
	補 正 後	87,100
健 康 増 進 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	補 正 前	58,100
	補 正 後	62,100
廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	443,900
	補 正 後	434,400
脱 炭 素 推 進 事 業 費	補 正 前	1,000,000
	補 正 後	800,000
環 境 保 全 対 策 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	7,900
	補 正 後	4,200
漁 港 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	172,900
	補 正 後	145,400
市 街 地 再 開 発 事 業 費	補 正 前	170,400
	補 正 後	158,900
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	補 正 前	241,600
	補 正 後	353,700
道 路 整 備 事 業 費	補 正 前	1,676,600
	補 正 後	1,661,200
港 湾 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	537,800
	補 正 後	364,900
街 路 事 業 費	補 正 前	120,800
	補 正 後	119,900
公 園 整 備 事 業 費	補 正 前	1,337,500
	補 正 後	1,411,300
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	補 正 前	570,100
	補 正 後	589,100
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	3,303,300
	補 正 後	2,583,200
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 費	補 正 前	2,791,400
	補 正 後	3,186,500
河 川 災 害 復 旧 事 業 費	補 正 前	3,000
	補 正 後	6,000

令和7年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算（第2号）

令和7年度横須賀市の特別会計国民健康保険費補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,539,136千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円

3 国庫支出金		150,229	△60,929	89,300
	1 国庫補助金	150,229	△60,929	89,300
4 県支出金		29,046,909	△37,784	29,009,125
	1 県補助金	29,046,909	△37,784	29,009,125
5 繰入金		3,171,563	111,697	3,283,260
	1 一般会計繰入金	3,171,563	111,697	3,283,260
6 繰越金		233,150	360,679	593,829
	1 繰越金	233,150	360,679	593,829
8 財産収入		463	910	1,373
	1 財産運用収入	463	910	1,373
歳入合計		40,164,563	374,573	40,539,136

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険事業費		40,064,241	△71,063	39,993,178
	1 国民健康保険総務費	852,412	△71,973	780,439
	6 基金積立金	463	910	1,373
2 予備費		100,322	445,636	545,958
	1 予備費	100,322	445,636	545,958
歳出合計		40,164,563	374,573	40,539,136

令和7年度横須賀市特別会計公園墓地事業費補正予算(第2号)

令和7年度横須賀市の特別会計公園墓地事業費補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,215千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び手数料		276,680	6,934	283,614
	1 使用料	85,695	6,934	92,629
2 財産収入		3,764	224	3,988
	1 財産運用収入	3,764	224	3,988
3 繰入金		32,435	501	32,936
	2 一般会計繰入金	0	501	501
4 繰越金		58,037	46,519	104,556
	1 繰越金	58,037	46,519	104,556
歳入合計		372,037	54,178	426,215

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 公園墓地事業費		371,037	7,659	378,696
	1 公園墓地事業費	371,001	7,659	378,660
2 予備費		1,000	46,519	47,519
	1 予備費	1,000	46,519	47,519
歳出合計		372,037	54,178	426,215

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
公園墓地事業費	公園墓地事業費	公 園 墓 地 管 理 費 (公 園 墓 地 管 理 委 託 費)	501

令和7年度横須賀市特別会計介護保険費補正予算(第3号)

令和7年度横須賀市の特別会計介護保険費補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,111,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,775,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		9,436,699	2,186	9,438,885
	1 国庫負担金	7,406,655	△21,365	7,385,290
	2 国庫補助金	2,030,044	23,551	2,053,595
4 支払基金交付金		11,375,833	△34,245	11,341,588
	1 支払基金交付金	11,375,833	△34,245	11,341,588
5 県支出金		6,128,613	0	6,128,613
	1 県負担金	5,979,572	△13,353	5,966,219
	2 県補助金	149,041	13,353	162,394
6 財産収入		5,797	17,985	23,782
	1 財産運用収入	5,797	17,985	23,782
7 繰入金		7,232,362	△26,705	7,205,657
	1 一般会計繰入金	6,113,910	△26,705	6,087,205
8 繰越金		735,356	2,152,019	2,887,375
	1 繰越金	735,356	2,152,019	2,887,375
歳入合計		43,663,991	2,111,240	45,775,231

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 介護保険事業費		42,391,149	360,812	42,751,961
	1 総務管理費	1,176,900	467,640	1,644,540
	2 保険給付費	41,214,249	△106,828	41,107,421
2 地域支援事業費		1,102,028	106,828	1,208,856
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	934,161	106,828	1,040,989
4 基金積立金		5,797	1,245,641	1,251,438
	1 基金積立金	5,797	1,245,641	1,251,438
5 予備費		500	397,386	397,886
	1 予備費	500	397,386	397,886
6 諸支出金		133,961	573	134,534
	1 繰出金	133,961	573	134,534
歳出合計		43,663,991	2,111,240	45,775,231

令和7年度横須賀市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算(第2号)

令和7年度横須賀市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,531千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		17,553	1,998	19,551
	1 一般会計繰入金	17,553	1,998	19,551
2 繰越金		300	1,537	1,837
	1 繰越金	300	1,537	1,837
4 市債		0	3,996	3,996
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業債	0	3,996	3,996
歳入	合計	69,574	7,531	77,105

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		53,093	7,531	60,624
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	53,093	7,531	60,624
歳出	合計	69,574	7,531	77,105

第2表 地方債補正
追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	3,996	普通貸借	無利子	貸付業務を廃止したとき。ただし、財政の都合により繰上償還をすることができる。

令和7年度横須賀市特別会計公債管理費補正予算(第1号)

令和7年度横須賀市の特別会計公債管理費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,691,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		17,360,832	410,000	17,770,832
	1 一般会計繰入金	17,360,832	410,000	17,770,832
歳入	合計	18,281,000	410,000	18,691,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 公債費		18,281,000	410,000	18,691,000
	1 公債費	18,281,000	410,000	18,691,000
歳出	合計	18,281,000	410,000	18,691,000

令和7年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費補正予算(第3号)

令和7年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,551,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		1,387,089	△60,671	1,326,418
	1 一般会計繰入金	1,387,089	△60,671	1,326,418
4 繰越金		100	71,713	71,813
	1 繰越金	100	71,713	71,813
5 諸収入		13,221	97	13,318
	2 償還金及び還付加算金	12,469	97	12,566
歳入合計		8,540,179	11,139	8,551,318

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療事業費		278,737	△6,745	271,992
	1 総務管理費	278,737	△6,745	271,992
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,261,342	8,702	8,270,044
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,261,342	8,702	8,270,044
3 予備費		100	9,182	9,282
	1 予備費	100	9,182	9,282
歳出合計		8,540,179	11,139	8,551,318

令和7年度横須賀市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度横須賀市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度横須賀市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。
(既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

小雀系基幹施設整備事業 事業費

183,657千円 32,375千円 216,032千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条の表中「第2項 負担金」の次に次の1項を加える。

第3項 補助金

予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,194,597千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,219,743千円」に、「建設改良積立金 1,943,784千円」を「建設改良積立金 1,893,240千円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 75,690千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第1款 資本的収入	2,120,479千円	7,229千円	2,127,708千円
第3項 補助金	0千円	7,229千円	7,229千円
		支 出	
第1款 資本的支出	7,315,076千円	32,375千円	7,347,451千円
第1項 建設改良費	6,337,518千円	32,375千円	6,369,893千円

令和7年度横須賀市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度横須賀市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度横須賀市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。
(既決予定量) (補正予定量) (計)

(4) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び終末処理場

建設事業 事業費

5,979,986千円 △1,292,686千円 4,687,300千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,027,204千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,141,718千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 439,291千円、当年度分損益勘定留保資金 3,397,017千円、繰越利益剰余金処分額 5,659千円」を「過年度分損益勘定留保資金 439,325千円、当年度分損益勘定留保資金 2,746,978千円、減債積立金 770,178千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	9,015,240千円	△1,407,200千円	7,608,040千円
第1項 企業債	6,014,700千円	△522,100千円	5,492,600千円
第3項 補助金	2,520,600千円	△885,100千円	1,635,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	13,042,444千円	△1,292,686千円	11,749,758千円
第1項 建設改良費	6,234,328千円	△1,292,686千円	4,941,642千円

(継続費)

第4条 予算第5条に定めた継続費の一部を廃止し、総額及び年割額を、次のとおり補正する。

廃 止

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	舟倉ポンプ場 沈砂池機械設備更新	650,000	令和7年度	320,000
				令和8年度	330,000
		舟倉ポンプ場 電気設備改築	300,000	令和7年度	0
				令和8年度	300,000

補 正

(単位 千円)

款	項	事 業 名	区分	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	下町浄化センター 特高受変電設備更新	補 正 前	1,507,000	令和5年度	440,000
					令和6年度	0
					令和7年度	1,067,000
			補 正 後	1,530,000	令和5年度	440,000
					令和6年度	0
					令和7年度	1,090,000

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた企業債の限度額のうち、「3,397,700千円」を「2,875,600千円」に改める。

令和7年度横須賀市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和7年度横須賀市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和7年度横須賀市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 市民病院事業収益	503,000千円	158,537千円	661,537千円
第2項 医業外収益	229,257千円	158,537千円	387,794千円
第2款 総合医療センター事業収益	961,000千円	443,227千円	1,404,227千円
第2項 医業外収益	570,915千円	443,227千円	1,014,142千円
合 計	1,464,000千円	601,764千円	2,065,764千円
	支	出	
第1款 市民病院事業費用	680,000千円	158,537千円	838,537千円
第1項 医業費用	648,921千円	158,537千円	807,458千円
第2款 総合医療センター事業費用	2,135,000千円	443,227千円	2,578,227千円
第1項 医業費用	1,959,000千円	443,227千円	2,402,227千円
合 計	2,815,000千円	601,764千円	3,416,764千円